

## 1 計画策定の背景と趣旨

総務省統計局の推計人口（令和5年9月15日時点）によると、日本の65歳以上の人口は3,623万人となり、比較可能な1950年以降で初めて減少しました。一方で出生数が減っていることなどから、総人口に占める高齢者の割合は29.1%で、過去最高を更新しています。このうち、80歳以上の人は1,259万人で過去最多となり、総人口に占める割合が初めて10%を超え、10人に1人が80歳以上となりました。

急激な高齢化の進行は、地域社会での高齢者をめぐるさまざまな問題を浮かび上がらせています。一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加や孤立化、認知症<sup>\*</sup>高齢者の増加や認知症への理解不足、医療・介護分野の人材不足、高齢者虐待、家族介護者の負担やヤングケアラーの増加など問題は山積みしています。介護保険制度の持続可能性を確保しつつ、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を整備することが大きな課題となっています。

平成30年に国において閣議決定された「高齢社会対策大綱」、今回国により示された介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（案）（以下「基本指針」という。）では、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム<sup>\*</sup>）の一層の推進や、住民等を中心とした地域の支え合いの仕組み作りの促進を含めた「地域共生社会<sup>\*</sup>」の実現が求められています。

なお、基本指針において第9期計画で重点的に取り組むべき項目として、次の3つがあげられています。

1. 介護サービス基盤の計画的な整備  
（地域の実情に応じたサービス基盤の整備、在宅サービスの充実）
2. 地域包括ケアシステムの深化<sup>\*</sup>・推進に向けた取組  
（地域共生社会の実現、医療・介護情報基盤の整備、保険者機能の強化）
3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

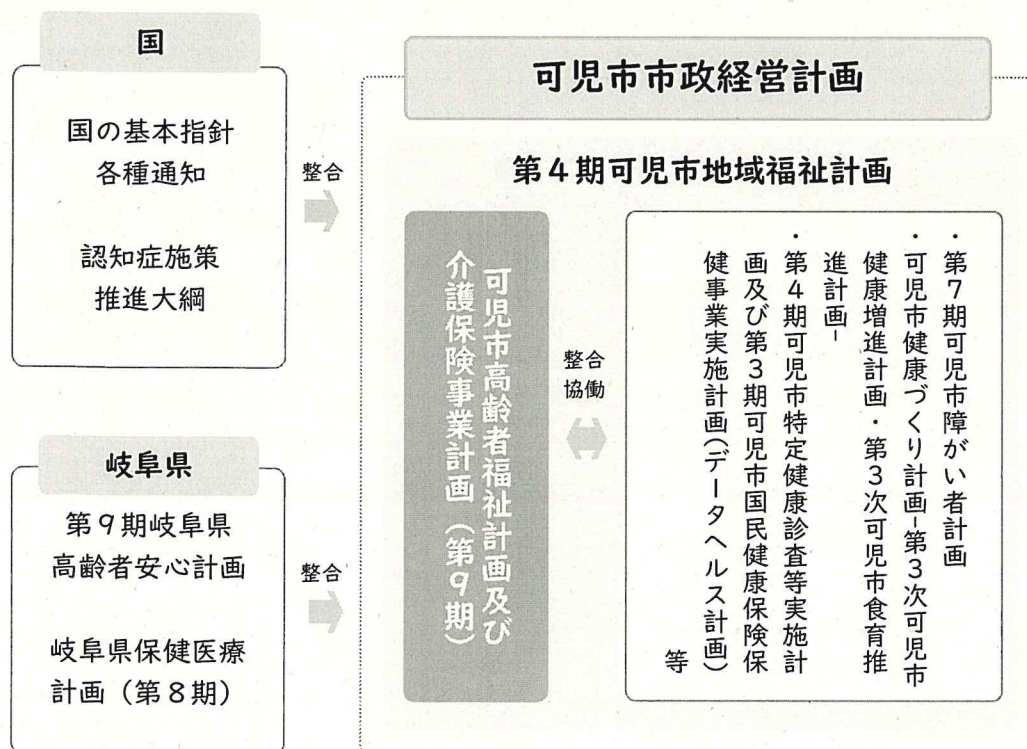
可児市では、高齢者福祉に関する施策を総合的に推進するため、3年を1期とする「可児市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定しています。令和5年度には、可児市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（第8期）の計画期間（令和3年度～令和5年度）が終了することから、国や岐阜県の動向を踏まえつつ施策の実施状況や効果を検証した上で、団塊ジュニア世代※が65歳以上となる令和22年(2040年)を見据え、介護保険制度が持続可能なものとなるよう地域包括ケアシステムの深化に向けた取り組みを継続的に推進していきます。

本計画書の文中において、「※」印がついている用語は、巻末に説明をつけています。（同じ用語が複数回出てくる場合は、初出のものだけに印をつけています。）

## 2 計画の位置付け

「介護保険事業計画」は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条、「高齢者福祉計画」は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づき策定するものです。本市では、介護保険事業と高齢者福祉事業の円滑な運営を図るために、「介護保険事業計画」と「高齢者福祉計画」を一体的に策定します。

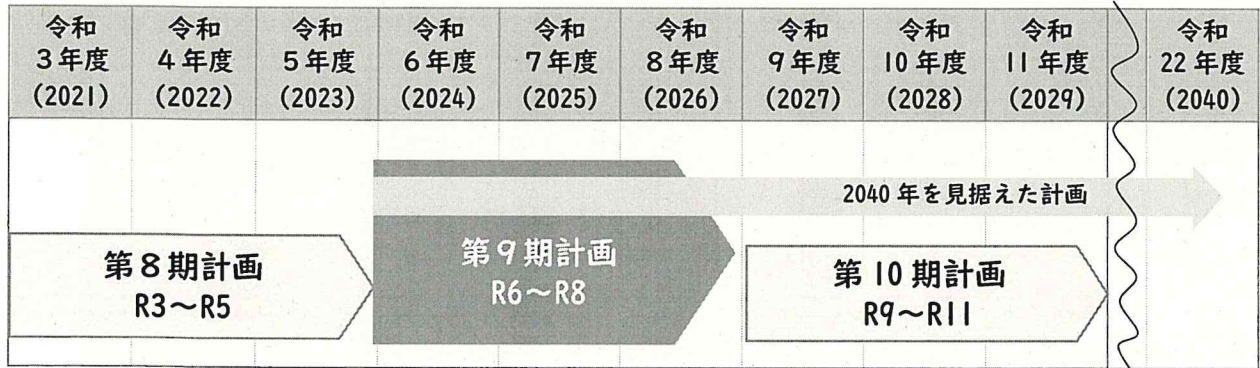
本計画は、高齢者に関わる各計画との整合性を持ったものとし、「地域共生社会」の実現に向けて、「第4期可見市地域福祉計画」の理念をベースとして、「第7期可見市障がい者計画」「可見市健康づくり計画-第3次可見市健康増進計画・第3次可見市食育推進計画-」等とも連携を図り、高齢者の地域生活を支援します。





### 3 計画の期間

「介護保険事業計画」を、介護保険法の規定により3年を1期として定める必要があることから、この計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。



### 4 第9期計画のポイント

国の示す第9期介護保険事業計画の基本指針においては、社会保障審議会介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえて、主に以下について記載を充実することが示されています。

#### (1) 介護サービス基盤の計画的な整備

令和22年(2040年)に団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎えることを見据え、地域の実情に応じて介護サービス基盤を整備していく必要があります。

また、要介護者の在宅生活を支えていくために地域密着型サービスの普及や、様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう複合的な在宅サービスの整備を推進することが求められています。

#### (2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

誰もが住み慣れた地域で、世代や分野を超えてつながり、暮らしや生きがいとともに充実させながら、安心して暮らせる社会を目指していくことが重要です。地域包括ケアシステムは、そういった地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、その深化・推進が求められています。

また、高齢者、障がい者、子ども及び生活困窮者等の分野別でサポートし

きれない複雑化・複合化する支援ニーズに対応するために重層的支援体制の整備や、認知症に関する正しい知識の普及啓発により認知症への社会の理解を深め、支援を広げることが重要です。

### **(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進**

---

介護職員の不足が全国的な問題となっており、地域包括ケアシステムを深化・推進していく上で、その確保は喫緊の課題となっております。

そのため、介護職員の処遇の改善や外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に支援するとともに、介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進するなど、介護現場の生産性を向上していくことが求められています。